

五監公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年3月30日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

農林課

4. 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和3年2月24日～令和3年3月24日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合しおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき、又は同条第15項の規定により当該勧告に基づき必要な措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 平成25年度から中東福祉会いずみの里の敷地内で、自立就労センターいずみへ委託し桑栽培が行われている。五泉市には昭和40年代まで県の養蚕関連施設があり、養蚕業が盛んな土地柄だった歴史を、教育現場を通じて後世に伝えることを目的とした事業であるが、現状では当初の目的を達成することが困難であることから、社会教育を含めた関係機関と連携し今後の対応について検討されたい。
- ② 水田農業構造改革対策事業の補助金交付事務について、事業内容の記載誤りのため、整合性の取れない書類が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

主食用米の需要については、人口減少に加え、新型コロナウイルスの影響等により減少が進んでいる。米価の動向により収入が不安定になるなど農業者の不安は大きいものと思われるが、農業者には国県等の支援策を含めた情報提供を行うとともに、関係団体等と連携し、農業経営の安定化を図る取り組みに努められたい。